

# 自転車のルール再確認

## 広報

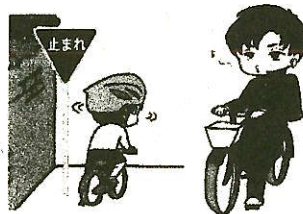
邑楽町では、たくさんの方が自転車に乗っており、日々の生活に欠かせない乗り物ですが、自転車の事故が発生すると、ケガを伴う大きな事故になるケースが多いです。

改めて自転車のルールについて再確認しましょう。

# おうらのまもり

### ① 自転車は車の仲間

自転車は、車の仲間であり、車道通行が原則です。車道を通行する場合は、「左側を通行する」、「信号を守り、一時停止では必ず停止し、安全を確認する」などのルールを守りましょう！



自転車が通行できる場合も、歩行者が優先なので、歩行者の通行を妨げないように道を譲りましょう！



自転車のながらスマホや酒気帯び運転の罰則が整備されました。ながらスマホや飲酒運転は大変危険な行為なので、絶対にやめましょう！



### ② ヘルメットの着用

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。

大切な命を守るため、自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう！



また、自転車が交通事故の加害者となり、高額な損害賠償を求められるケースもあります。万が一に備えて損害賠償責任保険等に加入しましょう！



### お願い

年明けから泥棒が増えています。家の戸締り等は確実に行ってください。不審な人物を見かけた際は、110番通報してください。

お困りごとがあれば、  
私たちに連絡してください！

大泉警察署 Tel. 0276-62-0110  
中野駐在所 Tel. 0276-88-5555  
石打駐在所 Tel. 0276-88-5541  
篠塚駐在所 Tel. 0276-88-0543

